

第2節 農林漁業関係の税制

1 平成11年度税制改正

11年度の税制改正については税制調査会より10年12月16日に「平成11年度の税制改正に関する答申」が出され、政府はこれを受けて11年1月12日の閣議で「平成11年度税制改正の要綱」を決定した。これに基づき改正案が第145回国会に提出され、衆・参両院での審議を経て、租税特別措置法の一部を改正する法律、地方税法の一部を改正する法律等が3月31日に交付され、原則として4月1日から施行された。

そのうち、農林漁業関係の主な改正点は次のとおりである。

2 国税関係

(1) 法人税法

ア 特例措置の拡充

土地改良事業団体連合会の収益事業の適用除外の範囲に、国等からの委託を受けて行う事業を追加された（令第5条第1項第10号ロ関係）。

(2) 租税特別措置法

ア 特例措置の創設・拡充

(ア) 住宅ローン控除制度の創設（法第1条関係）

住宅取得促進税制が、次のように改められた。

a 平成11年又は12年中に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額、控除率及び控除期間を次の通り。

改 正 前		改 正 後	
（住宅借入金等）	控除期間及び の年末残高	（住宅借入金等）	控除期間 及び控除率
当初2年間残り4年間			
・1,000万円以下 の部分	2%（平成12年 居住分は、 1.5%）	・1年目から 6年目まで 1%	
・1,000万円超 2,000万円以 下の部分	1%	・5,000万円 以下の部分	・7年目から 11年目まで 0.75%
・2,000万円超 3,000万円以 下の部分	0.5% 同左		・12年目から 15年目まで 0.5%

(注) 平成11年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した者については、新制度と現行制度との選択適用を認める所要の経過措置を講ずる。

b 適用対象となる住宅借入金等の範囲に、新築住宅又は既存住宅とともに取得をする土地等でこれらの

住宅の敷地の用に供されるものの当該取得に要する資金に充てるためにこれらの住宅の取得に係る借入金等と一緒に借り入れた償還期間10年以上の借入金等を加える。

c 適用対象となる新築住宅又は既存住宅の床面積要件の上限（現行240m²）を撤廃する。

d 適用対象となる既存住宅の築後経過年数要件について、耐火建築物にあっては25年以内（現行20年以内）、耐火建築物以外の建築物にあっては20年以内（現行15年以内）にそれぞれ緩和する。

(注) 上記②から④までの改正は、平成11年1月1日以後に自己の居住の用に供する場合について適用する。

(イ) 商業施設等の特別償却制度について、適用対象に中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に基づく中心市街地食品流通円滑化事業に係る商業施設等が追加された（法第44条の7第1項表第12号関係）。

(ウ) 増加試験研究費の税額控除制度（当期の試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合のその超える部分の一定割合の税額控除制度）が次のように改められ、その適用期限が2年延長された。なお、特別試験研究費に関しては、その範囲が見直された（法第10条、第42条の4関係）。

a 比較試験研究費の額について、過去5年間の試験研究費の支出額のうち多い方から3年間の平均額（前々事業年度及び前事業年度の試験研究費の額を超えている場合に限る。）とし、当期の試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える部分の金額の15%相当額の税額控除を認める。

b 税額控除限度額を、当期の法人税額の12%相当額（特別試験研究費の額がある場合には、その支出額の15%相当額を加算することとし、最大で法人税額の14%相当額を限度とする。）に引き上げる。

(エ) 中小企業技術基盤強化税制について、その適用期限を2年延長し、税額控除割合を、平成12年3月31日までの間に開始する事業年度（平成12年分）については10%とし、平成13年3月31日までの間に開始する事業年度（平成13年分）については6%とされた（法第10条の3、第42条の6関係）。

(オ) 中小企業経営革新支援法（仮称）の制定に伴い、次の措置が講じられた。

a 経営革新計画（仮称）に従って中小企業者が取得する一定の機械装置について、取得価額の7%の税額控除又は取得価額の30%の特別償却の選択適用（リース資産についても税額控除を適用）を認める（法第

10条の4、第42条の7関係)。

b 緊急・特別支援計画(仮称)の承認を受けた組合等の構成員である中小企業者が所有する機械装置等について、5年間普通償却限度額の27%の割増償却を認める(法第13条の2第2項、第46条第2項関係)。

c 経営革新計画又は緊急・特別支援計画の承認を受けた組合等が構成員に賦課する負担金について特別償却を認め、增加試験研究費の税額控除の対象に加えるとともに、組合等が負担金により取得する試験研究用資産について圧縮記帳を認める(法第10条、第42条の4関係)。

d 経営革新計画の承認を受けた中小企業者の欠損金額について、前1年間の繰戻し還付を認める。

(カ) 農業協同組合が農業協同組合法の規定により農業協同組合連合会の権利義務を包括承継した場合の不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税について、税率を1,000分の6(本則1,000分の25)等に軽減する措置が講じられた(法第78条の2第2項関係)。

(キ) 農業共済組合が合併により取得する不動産の所有権の移転登記に対する登録免許税について、税率を1,000分の2(本則1,000分の6)に軽減する措置を講じられた(法第78条の第3項関係)。

(ク) 中小企業投資促進税制について、対象となる貨物自動車の範囲を拡充して、1年間延長された(平成12年5月31日まで)(法第10条の7、第42条の12関係)。

(ケ) 青色申告者である個人事業者又は法人が、平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間に、取得価額100万円未満の特定の情報通信機器を取得した場合には、取得価額の全額の損金算入を認める措置が講じられた(法第12条の4、第45条の3)。

(コ) 利子税等の割合について、次のような措置が講じられた。

a 利子税(相続税及び贈与税の利子税を除く)、延滞税(7.3%の部分に限る)及び還付加算金の割合は、各年の特例基準割合(各年の前年11月30日を経過するときにおける公定歩合に年4%を加算した割合をいう。以下同じ)が、年7.3%に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とする。(法第93条、第94条及び第95条関係)

b 相続税及び贈与税の利子税の割合は、各分納期間の延納特例基準割合(各分納期間の開始の属する月の2月前の末日を経過する時における公定歩合に年4%を加算した割合を言う。以下同じ)が年7.3%に満たない場合には、当該分納期間(その年中)においては、当該延納特例基準割合(特例基準割合)が

7.3%のうちに占める割合を乗じて計算した割合とする。(法第93条関係)

(注) 前記の改正は、利子税のうち平成12年1月1日以後の期間に対応するものについて適用することとする(附則第41条関係)。

イ 租税特別措置の適用期限の延長

次に掲げる特別措置について、その適用期限が2年延長された。

(ア) 山林所得に係る森林計画特別控除(法第30条の2関係)

(イ) 山村振興法の保全事業用資産の特別償却制度(法第43条の3関係)

(ウ) 特定農山村法の農林業等活性化基盤施設の特別償却制度(法第43条の3関係)

(エ) 植林費の損金算入の特例制度(法第50条関係)

(オ) 農用地利用集積準備金制度及び農用地等を取得した場合の課税の特例制度(法第61条の2、第61条の3関係)

(カ) 中小企業者等の機械の特別償却制度(法第12条の2、第45条の2関係)

(キ) 中小漁業構造改善計画に係る漁船の割増償却制度(法第13条の2第1項、第46条第1項関係)

(ク) 農業経営改善計画を実施する者の機械等の割増償却制度(法第13条の3、第46条第2項関係)

(ケ) 農業振興地域の整備に関する法律に規定する市町村長の勧告に係る協議等により取得した農地等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置(第77条の3第1項関係)

(コ) 農業経営基盤強化促進法に規定する利用権設定等促進事業により取得した農地等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置(第77条の3第2項関係)

(ハ) 農林漁業金融公庫資金等の転貸の場合の抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置(法第78条関係)

(シ) 農業信用基金協会等の抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置(法第78条の2第1項関係)

(ス) NTT-A型の無利子貸付けを受けて取得した特定の港湾施設又は漁港施設の用に供する土地の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置(法第83条第2項関係)

ウ 租税特別措置の整理合理化

次に掲げる特例措置について、その特例内容が縮減された上、適用期限が2年(キ)は1年)延長された。

(ア) 事業化設備等を取得した場合等の税額控除又は

特別償却制度(対象設備の見直し)（法第10条の4, 第42条の6, 平成11年3月大蔵省告示第90号関係）

(イ) 多極分散型国土形成促進法に基づく特定中核的民間施設の特別償却制度(9%→8%)（法第43条の3関係）

(ウ) 商業施設等の特別償却制度（食品流通構造改善促進法に係る措置の対象施設の範囲の見直し）（法第44条の7第1項表第12号関係）

(エ) 計画造林準備金制度（積立限度額の計算の基礎となる1ヘクタール当たりの金額を15万円から13万円に引き下げ）（法第56条の3関係）

(オ) 農業協同組合等の留保所得の特別控除制度（出資金額1億円超の組合に係る累積留保金額に応じた控除率を21%, 15%及び11%から20%, 14%及び10%に引き下げ）（法61条関係）

(カ) 中小企業等基盤強化税制（法第10条の4, 第42条の7関係）

a 中小企業関係立法に係る取得分の税額控除の対象を個人事業者、資本金3,000万円以下の法人及び農業協同組合等に限定

b 卸・小売業等に係る事業基盤強化設備の範囲の見直し

c リース税額控除の対象設備のリース費用総額要件を、機械装置：320万円以上→370万円以上に、器具備品：140万円以上→160万円以上にそれぞれ引き上げ

(キ) 公害防止用設備の特別償却制度（一般公害防止用設備：18%→16%, 産業廃棄物処理特定施設：19%→17%, 更新投資及び大企業の新增設投資に係る性能基準、大企業の基準取得価額並びに脱特定物質対応型設備の対象範囲の見直し）（法第11条第1項第1号表第2号, 法第43条第1号関係）

(ク) 特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法に基づく事業革新設備等の特別償却制度(25%→18%, 適用対象となる特定業種及び対象設備の見直し)（法第11条の3第1項, 第44条の4第1項関係）

(ケ) 特定余暇利用施設の特別償却制度（基本構想の変更承認に係る特別償却の適用期間等の見直し）（法第11条の4, 第44条の5関係）

(コ) 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却制度及び鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例制度(対象となる組合を見直し)（法第18条, 第52条, 第66条の10関係）

(モ) 技術等海外取引に係る所得の特別控除制度（対象取引から特許権等の提供を除外）（法第21条, 第58条関係）

(シ) 特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法の認定を受けた者が行う長期所有土地等から一定の減価償却資産への買換え特例（特定業種の見直し）（法第37条, 第37条の4, 第65条の7, 第65条の8, 第65条の9関係）

(ス) 農地等の生前一括贈与による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置(1,000分の12→1,000分の15)（法第77条関係）

次に掲げる特例措置について、その特例内容が縮減された。

(ア) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制について、税額控除の適用を中小企業者等に限ることとするほか、基準取得価額要件の見直しを行う。（法第10条の2, 法第42条の5）

(イ) 海外投資等損失準備金制度（特定株式等の範囲から特定海外事業（投資）法人及び特定海外経済協力事業（投資）法人の株式等を除外）（法第55条関係）

エ その他

(ア) 次の特例措置が廃止された。

a 中小企業等基盤強化税制（法第10条の4, 第42条の7関係）

農業機械化促進法の特定高性能農業機械に係る措置を廃止

b 中小企業経営革新支援法（仮称）の制定に伴い、中小企業近代化促進法及び特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法に係る税制措置。

c 基盤技術研究開発促進税制、特定試験研究会社に係る特例及び特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法に係る特例（旧法第42条の4第6項, 法10条第2項, 第42条の4第2項関係）。

d 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づく農林地所有権移転等促進事業により取得した農用地の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（附則で2年延長）（旧法第77条第3項）。

(イ) 2年間の時限措置として、退職年金等積立金に係る法人税（特別法人税）の適用を停止された（法第68条の4）。

3 地方税関係

(1) 道府県民税及び市町村民税

ア 特例措置の廃止

次の特例措置が廃止された。

基盤技術開発研究用資産に係る法人住民税の特例措置（法附則第8条関係）。

(2) 不動産取得税

ア 特例措置の創設・拡充

(ア) 森林組合等が森林組合法に基づき森林組合連合会から承継する不動産に係る不動産取得税の非課税措置が創設された（法73条の7関係）。

(イ) 農地保有合理化法人が長期貸付農地保有合理化事業により取得する土地に係る不動産取得税の課税標準等の特例措置について、当該事業により農地等を売り渡す者の範囲に認定事業者になると見込まれる者が追加された（法附則第11条第16項関係）。

イ 特例措置の適用期限の延長

次の特例措置の適用期限が2年延長された。

(ア) NTT-A型の無利子貸付けを受けて取得した特定の港湾施設又は漁港施設の用に供する土地の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（法附則第10条第4項関係）。

(イ) 農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった農用地利用集積計画に基づき取得する農業振興地域内にある土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置（法附則第11条第2項関係）。

(ウ) 農住組合が行う交換分合により取得する土地に係る不動産取得税の減額措置（法附則第11条の4第5項）。

ウ 特例措置の整理合理化等

・次に掲げる特例措置について、その特例内容が縮減された上、適用期限が2年延長された。

(ア) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の規定による公告があった所有権移転等促進計画に基づき取得する農業振興地域内にある土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置（価格から控除する額を農用地区域内にある土地：1/3→1/4、農用地区域内にある土地以外の土地：1/4→1/5）（法附則第11条第3項）。

(イ) 農地保有合理化法人が農地売買等事業の実施により取得する土地に係る不動産取得税の納稅義務の免除措置に係る徴収猶予期間を5年延長する特例措置について、中山間地域事業及び経営転換農業者等農地売買事業に係るものを見廃止する。

(ウ) 入会林野整備等により取得する土地に係る不動産取得税の減額措置（対象となる入会林野等の面積要件：14ヘクタール以上→16ヘクタール以上）（法附則第11条の4第5項関係）。

次に掲げる特例措置について、その特例内容が縮減された

農林漁業団体職員共済組合、農業協同組合法、水産業協同組合法が經營する病院及び診療所の用に供する

不動産係る不動産取得税の非課税措置の対象から、有料駐車場並びに通常一般公衆の利用に供する売店、飲食店及び喫茶店の用に供する不動産を除外する（法第73条の4第8項関係）。

(3) 固定資産税・都市計画税

ア 特例措置の適用期限の延長

次の特例措置の適用期限が、1年延長された。

生物系特定産業技術研究推進機構が農業新技術の研究開発のために取得した償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（法附則第15条第23項関係）。

イ 特例措置の整理合理化等

・次の特例措置について、その特例内容が縮減された上、2年延長された。

(ア) 地域エネルギー利用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（取得価額要件：520万円→540万円、施設園芸用太陽熱地中蓄熱装置及び熱供給用地熱利用装置：課税標準を最初の3年間価格の5/6→7/8）（法附則第15条第14項関係）。

(イ) 脱特定フロン対応型設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（代替フロンを使用する洗浄装置：密閉型又は回収装置を備えたものに限定）（法附則第15条第32項関係）。

次の特例措置について、その特例内容が縮減された。

(ア) 農業協同組合等が取得する農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置（対象となる設備の取得価額要件：現行1基又は1台240万円以上→1基又は1台260万円以上（うち政府の補助を受けて取得したものについては1基又は1台260万円以上かつ1回の補助金交付額500万円以上）に、中小企業者の共同利用に供するものについては1基又は1台300万円以上かつ1回の取得につき500万円以上）（法令第52条の2の2関係）。

(イ) 農業協同組合等が所有し、かつ、経営する病院及び診療所の用に供する固定資産に係る固定資産税の非課税措置（有料駐車場並びに通常一般公衆の利用に供する売店、飲食店及び喫茶店の用に供する固定資産を除外）（法348条関係）。

(ウ) 生物系特定産業技術研究推進機構の業務用固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（土地については課税標準を価格の1/6→1/3とする（実験用のほ場については現行どおり））（法349条の3関係）。

(4) 特別土地保有税

ア 特例措置の創設・拡充

(ア) 中小企業経営革新支援法（仮称）に規定する経

當革新計画（仮称）又は緊急・特別支援計画（仮称）に従って実施される一定の事業の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置を講ずるとともに、同法により廃止される中小企業近代化促進法の承認を受けた構造改善計画に従って実施される構造改善事業等の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置を所要の経過措置を講じたうえで廃止する（法第586条第14項関係）。

(イ) 森林組合等が森林組合法に基づき森林組合連合会から承継する土地の取得に対して課する特別土地保有税の非課税措置を講ずる。

(ウ) 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に規定する中心市街地食品流通円滑化事業の用に供する一定の土地に係る特別土地保有税の非課税措置を講ずる。

イ 特例措置の適用期限の延長

次の特例措置の適用期限が、2年延長された。

(ア) 山村振興法に規定する振興山村の区域において認定法人が保全事業等の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置（法第586条第2項第1号の8関係）。

(イ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する農林業等活性化基盤施設の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置（法第586条第2項第1号の13関係）。

ウ 特例措置の整理合理化等

次の特例措置について、その特例内容が縮減された上、2年延長された。

多極分散型国土形成促進法に規定する振興拠点地域及び業務核都市において整備される中核的民間施設の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置（適用期間を承認基本構想の公表の日から8年→10年）（法第586条第2項第1号の2関係）。

(5) 軽油引取税

ア 次の措置が廃止された。

農用地整備公団が一定の用に供する軽油及び電気供給業、化学工業を営む者が一定の用に供する軽油に係る軽油引取税の課税免除措置（法第700条の6第4項）。

(6) 事業所税

ア 特例措置の創設・拡充

中小企業経営革新支援法（仮称）に規定する緊急・特別支援計画（仮称）に従って実施される事業の用に供する施設に対する事業所税の非課税措置を講ずるとともに、同法により廃止される中小企業近代化促進法の承認を受けた構造改善計画に従って実施される構造改善事業の用に供する施設に対する事業所税の非課税

措置を所要の経過措置を講じたうえで廃止する（法第701条の34関係）。

イ 特例措置の適用期限の延長

次の特例措置の適用期限が、2年延長された。

総合保養地域整備法に規定する特定民間施設に対する新增設に係る事業所税の非課税措置及び資産割の課税標準の特例措置（法附則32条の4第1項関係）。

ウ 特例措置の整理合理化等

次の特例措置について、その特例内容が縮減された上、2年延長された。

多極分散型国土形成促進法に規定する振興拠点地域及び業務核都市において整備される中核的民間施設に対する新增設に係る事業所税の非課税措置及び資産割の課税標準の特例措置（基本構想の承認の日から10年→8年）（法附則第32条の4項第2項）。

(7) 延滞金及び還付加算金の割合の特例

延滞金（7.3%の割合の部分に限る。）及び還付加算金の割合について、当分の間、各年の前年の11月30日を経過する時点における公定歩合に年4%を加算した割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、当該公定歩合に年4%を加算した割合とするとされた（附則第3条の2関係）。

4 そ の 他

以下の法律の制定・延長・改正に伴い税制上の特例措置が創設・削除された。

(1) 平成10年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

平成10年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成金等（いわゆる全国とも補償の国から交付される補償金も含む）に係る特例措置（個人：一時所得扱い、法人：当該補助金等で固定資産を取得した場合等は圧縮記帳）を講ずる。

(2) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律

地価税の非課税対象の1部（第65条第2項（米穀の輸入又は輸出の許可））が削除された（別表第1第21号イ関係）

(3) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

ア 畜産業を営む者が取得する家畜ふん尿管理用設備について、取得価額の16%の特別償却を認める措置が創設された（租税特別措置法第11条第1項表第1号、第43条第1項表第1号関係）。

イ 同法に規定する畜産有機質資源（仮称）の管理

施設であって、国の管理基準に適合すること等一定の要件を満たすものについて、固定資産税の課税標準を最初の5年間価格の2分の1とする措置を5年間に限り講ずる。(地方税法附則第15条第48項関係)

(4) 持続性の高い農業生産方法の導入に関する法律

同法の認定を受けた営農計画(仮称)に基づき取得した持続的農業生産方式の導入に必要な農業用減価償却資産について、取得価額の7%の税額控除又は取得価額の30%の特別償却の選択適用(リース資産についても税額控除を適用)を認める措置が創設された(租税特別措置法第10条の4、第42条の7関係)。

(5) 農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律

(ア) 農業共済組合が農業災害補償法に基づき農業共済組合連合会から承継する不動産に係る不動産取得税の非課税措置が創設された(地方税法第73条の7第17項)。

(イ) 農業共済組合が農業災害補償法に基づき農業共済組合連合会から承継する土地の取得に対して課する特別土地保有税の非課税措置が創設された。

(6) 特定農産加工業者経営改善臨時措置法の一部を改正する法律

(ア) 特定農産加工業経営改善臨時措置法の特定農産加工業者に係る欠損金の繰越期間の特例制度(対象となる設備の範囲の見直し及び繰越期間の縮減(10年→7年))(租税特別措置法第66条の12関係)が2年間延長された。

(イ) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づく営業譲渡により取得する不動産に係る不動産取得税の減額措置(対象から従業員の研修の用に供する不動産を除外)(地方税法附則11条の4第9項関係)。

(ウ) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する事業所税の課税標準の特例措置(地方税法附則第32条の4第2項)。

(エ) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の土地に係る特別土地保有税の非課税措置の適用期限を2年間に限定する(地方税法施行令第54条の23関係)。

(7) 個人所得課税及び法人課税の恒久的減税関係

ア 国税関係

(ア) 扶養控除が次のように拡充された。(法第3条関係)

ア 年齢16歳未満の扶養親族に係る扶養控除の額

は、現行の扶養控除の額(38万円)に10万円を加算した額とする特例措置を講ずる。

б 特定扶養親族(年齢16歳以上23歳未満の扶養親族)に係る扶養控除の額は、現行の扶養控除の額(58万円)に5万円を加算した額とする特例措置を講ずる。

(注) 上記(1)及び(2)の措置は、平成11年分以後の所得税について適用する。

(イ) 所得税率が次のように引下げられた。

а 最高税率の引下げ(法第4条関係)

最高税率を次のように引き下げる。

改正前

改正後

適用課税所得	適用課税所得
--------	--------

3,000万円超の金額	50%	1,800万円超の金額	37%
-------------	-----	-------------	-----

б 定率減税(法第6条関係)

(а) 定率減税は、その者の所得税額から定率減税の額を控除する。

(б) 定率減税の額は、その年分の所得税額の20%相当額とする。

ただし、20%相当額が25万円を超える場合は、25万円とする。

(с) 定率減税の実施方法は、次による。

① 紹与所得者に係る定率減税

ア 紹与等につき源泉徴収をすべき所得税の額は、定率減税を織り込んだ税額表に定める税額とする。

イ 年末調整の際に、年税額から定率減税の額を控除する。

② 公的年金等の受給者に係る定率減税

公的年金等につき源泉徴収をすべき所得税の額から当該所得税の額の20%相当額(当該金額が一定額を超える場合には、一定額)を控除する。

③ 事業所得者等に係る定率減税

ア 予定納税基準額は、定率減税を織り込んで計算する。

イ 確定申告書の提出の際に、その年分の所得税額から定率減税の額を控除する。

(注) 平成11年分所得税に係る予定納税基準額の計算については、所要の経過措置を講ずる。

с 適用関係

イ 上記ア及びб(b)の措置は、平成11年分以後の所得税について適用する。

ロ 上記б(c)①ア及び②の措置は、平成11年4月1日以後に支払うべき紹与等又は公的年金等について適用する。

(ウ) 法人税率が次のように引下げられた(法第16条関係)。

法人税の税率を次のとおり引き下げ、法人の平成11

年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。

	改正前	改正後
普通法人の税率	34.5%	30%
中小法人の軽減税率	25%	22%
公益法人等、協同組合等及び 特定の医療法人の軽減税率	25%	22%

特定の協同組合等の特例税率 30% 26%

(注) 上記の法人税率の改正に伴い、法人の清算所得に対する法人税率についても所要の改正を行う。

イ 有価証券取引税及び取引所税法の廃止

有価証券取引税及び取引所税は、平成11年3月31日をもって廃止とされた（有価証券取引税及び取引所税法を廃止する法律第1条、第2条関係）。

(2) 地方税関係

ア 特定扶養親族控除額が次のように拡充された。

特定扶養親族（年齢16歳以上23歳未満の扶養親族）に係る扶養控除の額は、現行の扶養控除の額（平成11年度分43万円）に2万円を加算した額とする特例措置を講ずる。

(注) 上記の措置は、平成12年度分以後の個人住民税について適用する。

イ 個人住民税の税率が次のように引下げられた。

（法附則第40条第5項関係）

（ア）最高税率の引下げ

最高税率を次のように引き下げる。

改正前	改正後
-----	-----

適用課税所得	適用課税所得
--------	--------

700万円超の金額	15%	700万円超の金額	13%
-----------	-----	-----------	-----

(注) 市町村民税の最高税率を10%（現行12%）とする。

（イ）定率減税

ア 定率減税は、その者の個人住民税所得割額から定率減税の額を控除する。

ブ 定率減税の額は、その年度分の個人住民税所得割額の15%相当額とする。ただし、15%相当額が4万円を超える場合は、4万円とする。

シ 適用関係

上記ア及びブの措置は、平成11年度分以後の個人住民税について適用する。

ウ 法人事業税率が次のように引下げられた（法附則第40条関係）。

法人事業税の標準税率を次のとおり改め、平成11年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

ア 普通法人の標準税率

	現 行	改正案
年400万円以下の所得	5.6%	5%
年400万円超800万円以下の所得	8.4%	7.3%
年800万円超の所得及び清算所得	11%	9.6%

b 特別法人の標準税率

	現 行	改正案
年400万円以下の所得	5.6%	5%
年400万円超の所得及び清算所得	7.5%	6.6%
（特定の協同組合等の年10億円超の所得）	9%	7.9%

(8) 土地税制関係

ア 国税関係

（ア）平成11年1月1日から平成12年12月31日までの間に長期所有の土地等を譲渡した場合の譲渡所得については、次により課税する特例措置を講ずる。（法第31条、附則第14条関係）

	改 正 前	改 正 後
・特別控除後の譲渡益6,000万円以下の部分	$\begin{matrix} \text{譲渡益} & 6,000 \\ \text{所得税} & 20\% \\ \text{住民税} & 6\% \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{譲渡益} & \text{一律 } 26\% \\ \text{所得税} & 20\% \\ \text{住民税} & 6\% \end{matrix}$
・特別控除後の譲渡益6,000万円超の部分	$\begin{matrix} \text{譲渡益} & 32.5\% \\ \text{所得税} & 25\% \\ \text{住民税} & 7.5\% \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{譲渡益} & \text{一律 } 26\% \\ \text{所得税} & 20\% \\ \text{住民税} & 6\% \end{matrix}$

（イ）不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限を2年延長する。（法第91条関係）

イ 地方税関係

三大都市圏の特定市の一定の市街化区域農地であり、平成6年4月1日以後において住宅地高度利用地区計画等に係る都市計画の決定がされ、かつ、土地区画整理事業等に係る事業認可等がされた区域内にあるものに係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、対象区域を平成10年12月31日までの間に住宅地高度利用地区計画等に係る都市計画の決定がされ、又は土地区画整理事業等に係る事業認可等がされた区域に限定し、3年間6分の1減額（現行3分の1減額）としたうえ、その適用期限を2年延長する。（附則第29条の6関係）

第3節 農業委員会等

1 農業委員会等に対する国庫補助

11年度は、①農業委員会の経費として農業委員会交付金136億2,474万円及び農業委員会費補助金12億5,760万6千円、②都道府県農業会議の経費として都道府県農業会議会議員手当等負担金6億9,656万7千円及び都道府県農業会議費補助金5億2,993万3千円、③全国農業会議所費補助金として1億2,688万3千円の総計162億3,572万9千円が計上された。

この内訳は、農業委員会については、農地法等によりその権限に属せられた事項の円滑な処理を期するための委員手当及び職員設置費等の経費のほか、農地法の規定に基づき実施する農地調整事務処理事業費及び農家に対する低コスト指標等を活用した経営分析の普及指導、自立経営農家に対する複式簿記記帳、経営改善指導の組織的推進等に要する経費並びに農業委員会の持つ農地・農家等の情報を効率的に管理・活用できる体制を整備するための農地基本台帳の電算化及び農地地図情報システムの普及推進を図るための経費である。

都道府県農業会議については、農地法によりその所掌に属せられた事項の処理に要する経費（会議員手当及び職員設置費）のほか、農業及び農業者に関する調査・研究、自立経営農家の育成、農業委員会委員等の研修、農業委員会の行う事務等への協力等に要する経費であり、1農業会議当たり平均国庫補助は、2,610万円である。

また、全国農業会議所については、農林水産大臣の諮問に対する答申、農業及び農業者に関する調査・研究及び啓もう・宣伝、国際活動の推進並びに都道府県農業会議及び農業委員会が行う自立経営農家育成のための事業の指導等に要する経費である。

なお、農業委員会数は、12年3月1日現在3,223委員会である。

第4節 農業協同組合等

1 農業協同組合及び同連合会

(1) 農業協同組合の現状

農協系統組織については、金融の自由化や他業態との競争の激化、農業をめぐる大きな情勢の変化の中で、農家組合員の負託に応え、その役割を的確に果たして

いくためにも、事業機能の一層の強化と経営の効率化・健全化を図ることが緊急の課題となっている。

特に、住専問題を契機に、我が国金融システム全体の再編の必要性とともに、信用事業を中心とした農協系統の在り方が厳しく問われたところである。

このような中で、農協系統組織においては、平成8年7月に、「JA改革の取り組み指針」を決定し、2000年に向けて、農協の広域合併構想の実現、組織二段に向けた県連と全国連の統合の推進、人員の削減、経営の効率化・合理化策、経営の健全化策等を推進していくこととしているところである。

また、政府においても、平成8年1月より農政審議会農協部会の場で、農協系統信用事業を中心に今後の事業・組織のあり方について検討を行い、同年8月に「信用事業を中心とする農協系統の事業・組織の改革の方向」がとりまとめられた。これらを踏まえて、農協系統の改革の取組を制度面において支援すべく、これまで法制度上できないこととされていた農林中金と信連との合併及び信連から農林中金への事業譲渡の途を拓く「農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律」及び経営管理委員会制度の導入等を含む業務執行体制の強化、最低出資金の導入等の自己資本・内部留保の充実、監査体制の強化等を内容とする「農業協同組合法等の一部を改正する法律」（いわゆる農協改革二法）を同年12月に国会に提出、いずれも成立、施行されている（一部を除く）。

現状を概観すると、12年3月31日現在における農業協同組合の数は単位農業協同組合が4,865（うち総合農協1,618）、連合会が416（うち全国段階のもの20）で10年度中に単位農業協同組合が276（うち総合農協194）、連合会が22それぞれ減少している。

11年度における総合農協の合併実績（10年度中に合併登記を完了）は61件であり、参加農協数は257農協であった。

10事業年度末現在における総合農協の正組合員の数は、534万人（団体を除く。）で前事業年度末に比較し4万4千人減少し、准組合員の数は371万人（団体を除く。）で前事業年度末に比較し5万人増加している。

(2) 農業協同組合の財務

10事業年度末現在における総合農協の財務状況は資金調達額（負債・資本の計）78兆7,272億円で、前年度比1.2%増加した。これら調達資金の90.3%は信用事業負債である。

資金の運用については、全体の91.5%である72兆56億円が信用事業資産（貯金、貸出金、有価証券等）であり、前年度比0.8%増加している。固定資産は前年度

比14.8%増加し3兆1,687億円、外部出資は前年度比6.0%増加し1兆3,186億円である。

資本については、4兆3,900億円で、前年度比8.1%増加した。

(3) 農協の各事業の概況

ア 信用事業

農協における11年度末の貯金残高（譲渡性貯金を含む。）は70兆2,556億円（1組合当たり457億1,000万円）、貸出金残高は22兆864億円（同143億7,000万円）、有価証券（金銭信託及び買入金銭債権を含む。）は4兆3,043億円（同28億円）となっており、前年度末比の増減率は、それぞれ1.8%，0.3%，▲5.6%となっている。

また、信農連における11年度末の貯金残高（譲渡性貯金を含む。）は48兆1,636億円（1信農連当たり10,470億円）、貸出金残高（コールローンは除く）は5兆9,625億円（同1,296億円）、系統預け金は30兆5,568億円（同6,643億円）、有価証券（金銭信託及び買入金銭債権を含む。）は12兆4,842億円（同2,714億円）となっており、前年度末比の増減率は、それぞれ2.2%，▲9.0%，10.0%，▲4.4%，となっている。

イ 経済事業

10事業年度における総合農協の販売事業の取扱高は、5兆4,295億円となっており、そのうち主要なものは米1兆3,788億円（25.4%）、畜産1兆2,606億円（23.2%）、野菜1兆4,439億円（26.6%）、果実6,191億円（11.4%）である。

また、購買事業の取扱高は4兆4,024億円となっており、そのうち主要なものは飼料4,459億円（10.1%）、肥料3,541億円（8.0%）、農薬2,844億円（6.5%）、農業機械3,131億円（7.1%）、石油類5,595億円（12.7%）、食料品8,686億円（19.7%）、日用雑貨1,525億円（3.5%）、家庭燃料2,163億円（4.9%）である。

ウ 共済事業

11年度の共済事業における長期共済保有契約高（保障ベース）は、390兆9,796億円（前年度同期391兆4,169億円）、短期共済契約高（掛金ベース）は、4,453億円（同4,371億円）となっており、それぞれ▲0.2%，1.9%の伸びとなっている。

一方、共済金支払額は、長期・短期を含めた総額で、事故共済金1兆621億円、満期共済金1兆6,542億円、合計2兆7,163億円となった。

エ 医療事業

農協系統組織の医療事業は主として都道府県（郡）厚生農業協同組合連合会が医療施設を開設して行っており、11年度末現在では33都道府県で37連合会が設置されている。

同連合会の開設している医療施設数は116病院、55診療所であり、医療法上の公的医療機関の指定を受け農協の健康管理活動の補完を行うとともに、農村地域の医療機関として農家組合員及び地域住民に対し、医療の提供を行っている。

オ 営農指導事業

農協は、組合員の農業所得の向上を図るため、作目別の技術指導、農業経営の指導等を行う営農指導事業を実施している。

10事業年度末における1組合平均の営農指導員数は8.9人である。また、営農指導員のうち耕種、野菜、畜産等の作目別指導に従事するものが多く、農家の経営指導に従事するものは全体の約1割となっている。

2 農業協同組合中央会

(1) 農業協同組合中央会の事業

農業協同組合中央会は、農業協同組合及び同連合会の健全な発達を図るために①組合の組織、事業及び経営の指導、②組合の監査、③組合に関する紛争の調停、④組合に関する調査・研究等を総合的に実施している。

9年度の財務規模（一般会計予算）は、全国農協中央会にあっては43億3,458万円、都道府県中央会にあっては564億4,554万円となっている。

(2) 農業協同組合中央会に対する補助

農協中央会が実施する農業協同組合監査士による監査、監査の事後指導及び農協系統組織再編促進事業等に要する経費として、全国農協中央会に対して10年度5億6,623万円（農業協同組合相互扶助事業整備推進費4億3,350万円を含む。）を交付した。

3 農事組合法人

農事組合法人は昭和37年の農協法改正により、農業生産の協業化を図ることを目的とする農民の協同組織として制度化されたものであり、10年度においては6,707法人（前年度同期6,739法人）となっている。

このうち、農業に係る共同利用施設の設置又は農業の共同化に関する事業を行ういわゆる1号法人の数は2,380、農業の経営を行ういわゆる2号法人の数は1,194、1号及び2号の事業を併せ行う法人の数は3,133となっている。

また、作目別にみると単一作目が5,919法人で圧倒的に多く、複合作目は788法人である。単一作目では、畜産（酪農、養豚、養鶏、肉用牛等）（2,230法人）、野菜（804法人）、果樹（640法人）等が多い。